

平成26年3月24日

宗像市議会
議長 吉田 益美 様

予算第2特別委員会
委員長 福田 昭彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会委員会条例第37条の規定により報告します。

記

第17号議案 平成25年度宗像市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

事業勘定は、歳入歳出それぞれ3億1,544万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を100億4,195万8千円とする。直営診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ54万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,385万4千円とする。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 平成25年度の医療費は、例年と比較して、その伸び率が低い状況にあり、特に、入院と歯科の医療費が減少している。
- 2 事業勘定は、歳出で、医療費の伸び率が低い状況にあるため保険給付費を、また、拠出額の確定に伴い共同事業拠出金を減額する。歳入で、保険給付費や共同事業拠出金の財源である国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業拠出金等を減額する。
- 3 直営診療施設勘定は、歳出で、非常勤任用看護師の社会保険料を負担する必要がなくなったため共済費等を減額する。歳入で、一般会計からの繰入金と事業勘定からの繰入金を減額する。

【意見】

(賛成意見)

- ・医療費に対して市民が関心をもち、市民の健康が維持できるよう取り組むことを願います。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決した。

第18号議案 平成25年度宗像市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

歳入歳出それぞれ5,359万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,855万2千円とする。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。
決算見込額に基づき減額する。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決した。

第19号議案 平成25年度宗像市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

保険事業勘定は、歳入歳出それぞれ8,134万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を66億2,729万円とする。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 消費税増税に伴う介護保険システムの改修のため委託料を計上する。
- 2 日の里中学校圏域に整備される施設の開設が、平成26年度にずれ込むため地域密着型介護サービス給付費を減額する。
- 3 介護予防事業、配食サービスの利用者が、当初見込みを下回ったため委託料を減額する。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決した。

第20号議案 平成25年度宗像市渡船事業特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出それぞれ1,141万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,470万6千円とする。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 新市制10周年マラソン大会や各種イベントによる一般旅客運賃の増収、大島での公共工事に伴う自動車航送運賃の増収などにより、事業収入を増額する。
- 2 旅客船のプロペラ損傷に対する損害保険金と消費税の還付金により、雑入を増額する。
- 3 市営渡船3隻の検査に伴う設計監理業務は、これまで委託していたが、本年度から職員が行うようにしたため委託料を全額減額する。
- 4 神湊港ターミナルの可動橋の補修工事は、新たな工事箇所が発生し、次年度に一体的に工事することとしたため工事費を減額する。
- 5 大島港ターミナルの防犯カメラ設置工事は、周辺の照明器具や配線の老朽化が著しく、次年度に一体的に工事することとしたため工事費を減額する。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決した。

第21号議案 平成25年度宗像市漁業集落排水処理施設事業特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,351万1千円とする。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

大島の下水道料金改定に伴う料金システムの改修委託費の執行残と施設劣化診断業務委託費の入札残により、委託料を減額する。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決した。

第22号議案 平成25年度宗像市下水道事業会計補正予算（第3号）について

収益的収入及び支出において、支出を1億2,704万4千円増額し、支出総額を19億1,130万3千円とする。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 計画停電が実施されなかったためマンホールポンプ緊急運転業務の委託料を減額する。
- 2 電気料金の値上げが、見込みより下回ったため動力費を減額する。
- 3 宗像地区事務組合の料金システムの改修を見合わせたことにより、委託料を減額する。
- 4 平成26年度から適用される新会計制度への移行を機に、雨水処理施設にかかる一般会計からの繰入金で企業債の元利償還金に対するものから減価償却費に対するものへ変更となり、これまでの繰入金を一旦清算するために、その他特別損失を新規計上する。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決した。

- 暫定予算について -

各会計における予算編成は、任期満了による宗像市長選挙が4月に行われることに伴い、平成26年4月から7月までの4カ月分の暫定予算の計上となっている。編成基準として、政策的経費や投資的経費を除いた義務的経費の計上を原則としている。しかし、暫定予算の期間内に着手又は実施する必要がある事業の経費は、例外的に計上する。

第24号議案 平成26年度宗像市住宅新築資金等貸付事業特別会計
暫定予算について

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ171万1千円とする。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

滞納処分にかかる訴訟等の弁護士委託料、強制執行供託金は、暫定予算期間中でも対応できるよう全額を計上している。

【意見】

(賛成意見)

- ・回収業務は大変だと思うが、一つ一つ誠意をもって対応していただくことを願います。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決した。

第25号議案 平成26年度宗像市国民健康保険特別会計暫定予算について

事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億5,586万5千円とする。直営診療施設勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,477万6千円とする。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減が拡充されることについては、その影響分を暫定予算に反映させている。
- 2 70歳以上の人の窓口負担割合の特例が見直され、1割から2割に変わることについては、影響を把握することが困難なため暫定予算には反映させていない。

【意見】

(反対意見)

- ・一般会計からの法定外繰入れを行っていることは評価するが、自治体の財政を圧迫し、被保険者の負担が大きくなってしまおうというこの制度は、問題がある。

【審査結果】

委員会は賛成多数で原案のとおり可決した。

第26号議案 平成26年度宗像市後期高齢者医療特別会計暫定予算について

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億991万4千円とする。

【審査結果】

委員会は賛成多数で原案のとおり可決した。

第 27 号議案 平成 26 年度宗像市介護保険特別会計暫定予算について

保険事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 8,420 万 8 千円とする。介護サービス事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,903 万円とする。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 保険事業勘定では、第 6 期介護保険事業計画の策定にかかる実態調査と計画策定支援の委託料を年間分計上している。
- 2 介護サービス事業勘定では、介護予防サービス計画費収入が毎年増加している傾向を考慮して、この収入を年間の 40% 程度で計上している。
- 3 介護予防サービスにかかる業務の増加に対応するため、介護支援専門員の人件費の一部を事業勘定から介護サービス事業勘定に移した。

【審査結果】

委員会は賛成多数で原案のとおり可決した。

第 28 号議案 平成 26 年度宗像市・福津市介護認定審査会特別会計暫定予算について

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,624 万 8 千円とする。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決した。

第 29 号議案 平成 26 年度宗像市渡船事業特別会計暫定予算について

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,845 万 9 千円とする。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決した。

第 30 号議案 平成 26 年度宗像市漁業集落排水処理施設事業特別会計暫定予算について

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,579 万 4 千円とする。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決した。

第 31 号議案 平成 26 年度宗像市下水道事業会計暫定予算について

収益的収入及び支出において、収入の予定額を 5 億 123 万 1 千円とするとともに、支出の予定額を 4 億 4,674 万 4 千円とする。また、資本的収入及び支出において、収入の予定額を 130 万円とするとともに、支出の予定額を 8 億 4,535 万 6 千円とする。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 地方公営企業会計制度の改正により、平成 26 年度の予算・決算から新会計基準を適用する。
(1) 改正にかかる国の考え方として、現行の民間企業の会計原則の考え方を最大限取り入れること、補助金、公的負担といった地方公営
予算第 2 4 / 5

企業の特徴を適切に勘案すること、 地方分権改革に沿ったものとする
こととしている。

(2) 改正の概要

借入資本金の見直し

企業債を資本に計上していたが、負債に計上する。

負担金等により取得した固定資産の償却制度の見直し

みなし償却制度は廃止になり、償却資産の取得又は改良にあてた補助
金等は、長期前受金として負債に計上し、減価償却に応じて収益化を
行う。

引当金の見直し

退職給付引当金など将来的な負担を具体的に見積もることができる場
合は引当てを行う。

キャッシュ・フロー計算書の導入

2 業務の予定量は、暫定期間総処理水量 3 3 3 万 4 , 0 0 0 m³、排水戸
数 3 7 , 2 0 0 戸、水洗化資金貸付戸数 8 戸である。

3 収益的支出で、今回の制度改正により、その他特別損失に退職給付引
当金等を計上する。

4 資本的支出で、下水道の管渠長寿命化計画・設計業務の委託料を計上
する。平成 2 5 年度の基本計画を踏まえて平成 2 7 年度からの 5 力年分
の計画を策定する。

【審査結果】

委員会は賛成多数で原案のとおり可決した。